

那賀町民間指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

1 目的

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律(以下「同法」という。)により、極端な高温の発生時に暑さをしのぐ施設として、指定暑熱避難施設(以下、「クーリングシェルター」という)を市町村長が指定できるようになりました。そこで、本町においても、暑さをしのげる場を確保することで、極端な高温時における熱中症による重大な健康被害の発生を防止するため、クーリングシェルターを指定します。また、同法第21条に基づき、本町の公式ウェブサイト等において指定した施設の情報を公表します。

2 指定要件および開放期間

(1) 指定の要件

指定する施設は、町内に所在し、徳島県内において「熱中症特別警戒情報」が発表された際に、一般に開放することが可能な次の条件を満たす施設とします。

- ① 適当な冷房設備を有すること。
- ② 公表している開放可能日時において当該施設の指定箇所を住民等に開放できること。
- ③ 住民等が滞在のために供すべき部分について必要かつ適切な空間が確保されていること。
(受け入れ可能とした人数に応じた適切な空間が確保されていること。)
- ④ 当該施設の指定箇所が無料で利用できること。

(2) 指定の期間と更新

指定の期間は、指定の日から年度内とし、クーリングシェルターの指定を受けた店舗等を有する事業者から事前の申し出がない限り、翌年度以降も毎年度指定を更新するものとします。

(3) 指定の解除

指定を受けた店舗等が指定要件を満たさなくなった場合、または、指定を受けた店舗等を有する事業者から指定の解除の申し出があった場合は、指定期間中であっても、町長は指定を解除することができるものとします。

(4) 開放の期間

クーリングシェルターとして店舗等を開放する期間は、指定日から熱中症警戒情報等（以下「熱中症警戒アラート」という。）の運用期間である4月第4水曜日から10月第4水曜日までとします。ただし、国において熱中症警戒情報等運用期間が変更になった場合は、その期間を開放期間とします。

3 取組内容

クーリングシェルターは、住民等の休息場所として主に次のような取組み内容を実施します。なお、電気使用料等クーリングシェルターの開放に必要な経費については、事業者の負担とします。

- ① 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された場合に冷房等の機器を運転した状態で開放すること。ただし、店舗等の休業日や営業時間外においてはこの限りではない。
- ② 施設の出入口等、見やすい場所へクーリングシェルターであることが分かるようにポスター等を掲示すること。
- ③ 休息するための適切な空間を確保し、休息用の椅子等を準備すること。（既設のもので可）
- ④ 冷房設備の適切な管理をおこなうこと。
- ⑤ クーリングシェルターの利用者から問い合わせがあった場合に、適切に対応すること。

4 応募方法

応募様式、チェックリストに必要事項を記入の上で、以下の提出先に提出してください。

那賀町保健センター

住所:那賀郡那賀町大久保字大西3番地 2

電話番号:0884-62-3892

電子メール : hoken@naka.i-tokushima.jp

5 運用開始までの流れ

応募様式提出後の流れは以下のとおりです。

- (1) 本町と施設管理者で協定内容の協議
- (2) 協定の締結
- (3) クーリングシェルター施設情報の公表
- (4) クーリングシェルター運用開始

6 提供物等の配布

クーリングシェルターに指定した施設に次の提供物等の配布をおこないます。

- (1) クーリングシェルターの案内ポスターを配布。
- (2) 熱中症予防に関する啓発資料の配布

7 その他

公序良俗に反する、取り組みの趣旨に適さない等、町が不適切と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

8 損害賠償について

クーリングシェルターを利用した避難者が、施設等に損害を与えた場合であっても、町は損害賠償の責任を負いません。

9 協議

協定について疑義が生じた時又は協定に定めがない事項について取り扱いを定める必要があるときは、その都度協議して定めます。